福島労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 12 月 20 日

福島労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間723円」を「１時間724円」に改める。

平成 23 年 10 月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、%）

項　目	10　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−4,816	2,552	6,463
（対前年同月比）	（　—）	（−70.4）	（　5.7）
貿易収支	−2,061	3,732	9,036
（対前年同月比）	（　—）	（−59.0）	（−3.6）
輸出	52,642	57,048	54,127
（対前年同月比）	（−2.7）	（　3.0）	（　8.8）
輸入	54,703	53,316	45,090
（対前年同月比）	（21.3）	（15.2）	（11.7）
サービス収支	−2,754	−1,180	−2,574
所得収支	11,215	13,937	9,323
経常移転収支	−775	−640	−837
経常収支	5,624	15,848	14,949
（対前年同月比）	（−62.4）	（−21.4）	（　7.2）
投資収支	−5,654	−17,830	−5,523
直接投資	−8,777	−18,605	−8,469
証券投資	5,341	−64,260	37,549
（証券貸借取引を除く）	（−35,068）	（−27,974）	（−9,264）
金融派生商品	2,005	1,478	3,074
その他投資	−4,222	63,557	−37,677
（証券貸借取引を除く）	（36,187）	（27,255）	（　9,139）
その他資本収支	377	−67	−273
資本収支	−5,277	−17,896	−5,796
外貨準備増（−）減	−2,400	−222	−2,669
誤差脱漏	2,052	2,270	−6,484

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

資　料

—閣議決定等事項—

（内閣官房）

十二月十六日（金）

○一般案件

一　平成二十四年度予算編成の基本方針（決定）（内閣官房）

一　第二十三回世界スカウトジャンボリーの実施について（了解）（文部科学省）

○国会提出案件（抜粋）

一　広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書等十四件について（決定）（国土交通省）

公　告

諸　事　項

道路交通事業財団

福井県福井市日之出５丁目３番30号**京福バス株式会社**の道路交通事業財団に機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年 12 月 20 日　　福井地方法務局

建設業の許可取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年 12 月 20 日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年11月29日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大川原製作所　大川原行雄　静岡県榛原郡吉田町神戸1235番地　国土交通大臣許可（特—23）第10273号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年10月18日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年 12 月 20 日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年11月29日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社住宅装備　福田　　修　静岡県富士市日乃出町165番地の１　国土交通大臣許可（般—18）第17147号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年10月25日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年 12 月 20 日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年11月29日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　昭和メンテック株式会社　浅野　勇三　岐阜県岐阜市香蘭一丁目１番地　国土交通大臣許可（特—20）第17437号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年11月１日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年 12 月 20 日

中部地方整備局長　足立　敏之